

『コスモス商品券・リフォーム等商品券』取扱い加盟店との覚書

1. 趣旨

水巻町商工会(以下「本会」という。)とコスモス商品券・リフォーム等商品券の加盟店(以下「加盟店」という。)は、コスモス商品券・リフォーム等商品券(以下「商品券」という。)の取り扱いについて、この覚書を締結するものとする。

2. 加盟店の資格及び加盟店への加入方法

水巻町内において事業所を有する企業及び本会会員の事業所とする。加盟店を希望する事業所は定める期間内に商工会へ登録申込書を提出し、本会会長の承認を得るものとする。なお、今回加盟された事業所は、次年度以降も自動的に脱退の申出がない限り加盟店とさせていただきます。また、加盟店は、消費者の目に付きやすい所に加盟店ポスター及び幟旗を掲示することとする。

3. 商品券の利用期間

令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)迄とする。

4. 換金期間及び換金方法

(コスモス商品券)販売開始日より令和2年3月13日(金)迄とする。なお、土・日・祝・祭日並びに年末・年始(令和元年12月28日から令和2年1月5日)の換金是不行なものとする。また、加盟店は、消費者より代金の支払いの際に受け取った商品券は、裏面に事業所名を記名・捺印の上、午前10時から午後3時までに商工会にて換金請求書に記入後、換金するものとする。また、5万円以上の換金請求がある場合は事前に本会へ連絡を要するものとする。換金期間を経過した商品券の換金是不行な他、大型店で利用できない商品券については、大型店は商工会で換金できないものとする。

※大型店定義：大型小売店※資本金5,000万円以上もしくは店舗面積500㎡以上

(リフォーム等商品券)換金期間・換金方法は上記とほぼ同様であるが、建設系加盟店はリフォーム等商品券を使用する場合、1世帯10万円を超える受注の場合、証拠書類として裏面に事業所名を記名、捺印、工事前後の写真、工事見積書、工事明細書、領収書のコピーを提出しなければならないものとする。

5. 商品券の取り扱い及び釣り銭について

加盟店は、消費者が商品券を利用する場合には、現金同様に取扱い。なお、福岡県の指導により釣り銭は返さないものとする。

6. 商品券が利用できない場合

次の場合には商品券を利用できないものとし、加盟店は消費者に説明を行い、理解を得るものとする。

- 1) 商品券の取り扱い有効期限が過ぎている場合。
- 2) 商品券に発行者印および番号のない場合、または、確認できない場合。
- 3) 商品券が違反または不正に取得されたものである場合。
- 4) 商品券が偽造、変造または、不正に作成されたものである場合。
- 5) 商品券の変形、破損等が著しい場合。
- 6) 加盟大型店に関し、大型店では使えない券を消費者が使用しようとした場合。
- 7) 税金・公共料金の支払い、医療費の支払い、事業の経費、タバコの購入、銀行への預金および貯蓄型保険、ガス・水道費支払い、家賃・土地等購入、自動車購入に使用する場合。
- 8) 工業系加盟店以外で額面55,000円券の商品券を使用する場合、9/30(月)以前に着工並びに完了した工事等の場合。

7. 消費者との関係

消費者が商品券を利用の際、万一、商品またはサービスの取引について、返品・瑕疵その他の問題が生じた場合、加盟店と消費者との間で解決するものとする。

8. 商品券の紛失等および不正利用についての罰則

加盟店にて盗難、紛失等された場合は、加盟店がその責任を負うものとする。また、偽造等の不正利用により本事業に損失を与えた場合、損害金の全部を負担するものとする。なお、未使用商品券の換金を行った場合は発覚以降、今後商品券の取り扱い及び換金はできないこととする。

9. 変更の届け出

加盟店は、「加盟店申込書」の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに本会に届けるものとする。ただし、チラシ印刷後は内容の変更は認めないこととする。

10. その他の事項

この覚書に記載のない事項および約款に定めのない場合は本会理事会の議決を経て別に定めるものとする。

加盟店申込期限 令和元年8月2日(金)迄

申込
方法

ご希望の場合は申込書に記入のうえ、
商工会へ持参またはFAXください。

● 問合せ先 ●

発行元

水巻町商工会

〒807-0022 水巻町頃末北 1-9-7

TEL 093-201-7551 FAX 093-202-9699

